サービスコード			<b>管</b> 宁百日							V + 57 (T**P	hh 24 1.1.	
種類	項目	サービス内容略称 	算定項目							合成単位数	算定単位	
A 2	1111	訪問型独自サービス 11	イ 1 週当た	(1) 1週に1回程度の場合							1,176	1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービス 11 日割	りの標準的な	1176 単位		日割の場合		÷	30.4 日	39 単位	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス 12	回数を定める	(2) 1週に2回程度の場合							2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービス 12 日割	場合		2349 単位	日割の場合		÷	30.4 日	77 単位	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス 13		(3) 1週に3回程月	度の場合						3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービス 13 日割			3727 単位	日割の場合		÷	30.4 日	123 単位	123	1日につき
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11	高齢者虐待防	イ 1 週当たりの	(1) 1週に1	祖程度の場合				12 単位減算	-12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11 日割	止措置未実施	標準的な回数を定			日割の場合	÷	30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12	減算	める場合	(2) 1週に2	1程度の場合				23 単位減算	-23	1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12 日割				日割の場合		÷	30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13			(3) 1週に2	回を超える程度の場合				37 単位減算	-37	1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13 日割					日割の場合	÷	30.4 日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	6001	訪問型独自同一建物減算 1	事業所と同一建物の利	用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減産						1月につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算					1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	]				所定単位数の 10%加算					1日につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算					1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算						1日につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算					00 単位加算	200	1月につき		
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位加算			100			
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(1) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位加算			0 単位加算	200		
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	· 口腔連携強化加算 50 単位加 50 単						50 単位加算	50	1回につき	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	へ 介護職員処遇改善加算 (1) 介			隻職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 137/100			/1000 加算		1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	(2) 介			m t職員処遇改善加算(II)  所定単位数の $100/1000$ 加算		/1000 加算				
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3) 介譜			度職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算						
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員特別	定処遇改善加算	(1) 介	腹膜員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算						
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介	職員等特定処遇改善加算( $II$ ) 所定単位数の $42/1000$ 加算						
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/10					1/1000 加算				